

令和3年12月9日

左京区役所地域力推進室
山科区役所地域力推進室

左京区役所及び山科区役所駐車場管理運営事業者に係るプロポーザルに関する質問に対する回答

質問 1	〔2. 使用料〕 現在の事業者の使用料はいくらか。
回答 1	平成29年度から5年間の使用料については、以下のとおりです。 左京区総合庁舎：1, 320, 000（円／年） 山科区総合庁舎：2, 040, 000（円／年）
質問 2	〔4. (2)駐車料金〕 区役所への出入り業者についても、無料になるのか。
回答 2	本市事業で使用する車両（納品の車両を含む）及び指定管理者、清掃事業者等の構内維持作業用の車両の駐車については、原則、無料化の対象と考えております。 ただし、無料化処理の範囲については、事業者と本市で協議のうえ変更となる場合があります。
質問 3	〔4. (2)駐車料金〕 区役所への来庁者の無料時間は無制限か。
回答 3	原則60分無料とします。ただし、窓口の混雑及び健康診断、事件・事故等の不測の事態によって来庁時間が60分を超える場合についても、無料化処理の対象とします。
質問 4	〔4. (4)駐車場の整備等〕 現在の事業者が撤退した場合に残置されるものは何か
回答 4	現在の事業者が撤退した場合、原状復旧が原則となりますので、現在の事業者が設置したもの（出入庫ゲート、自動発券機、自動料金精算機、出庫注意灯、看板 等）以外が残置されます。 ただし、原状復旧の範囲については、現在の事業者と本市で協議のうえ変更となる場合があります。
質問 5	〔4. (4)駐車場の整備等〕 台数の増減やレイアウト変更は可能か。
回答 5	台数の下限は募集要項に記載のとおり（左京区総合庁舎：53台、山科区総合庁舎：41台）とします。増台及びレイアウト変更については、本市と協議のうえ本市が許可した場合のみ認めます。 ただし、増台等に伴い法令等に基づく各種届出が必要な場合は、受託事業者に作成、提出していただきます。
質問 6	〔4. (5)駐車場の運営〕 電気自動車用充電設備の管理は京都市でよろしいか。
回答 6	電気自動車用充電設備の管理は京都市です。
質問 7	〔4. (6)利用状況の報告〕 左京区総合庁舎及び山科区総合庁舎の駐車場売上げについて、過去3年間の売上げの月別推移を開示してほしい。 また、一過性の要因で駐車場売上げが増減したことがあれば教えてほしい。

回答 7	売上げ及び月額推移については、別紙を御参照ください。 なお、売上げの増減要因については、以下のとおりに分析しております。 【増加要因】 ・駐車料金の値上げ ・新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営に係る駐車場の借上げ 【減少要因】 ・新型コロナウイルス感染症に伴う駐車場利用者の減少 ※ その他庁舎周辺の駐車場環境の影響により、売上げが増減すると考えられます。
質問 8	〔6. 管理運営期間〕 契約期間中もしくは1年後の更新時に契約を解約することは可能か。
回答 8	1年ごとに契約の更新をしますので、更新を希望しない場合は、契約期間満了の4箇月前までに書面にて意思表示していただくことにより解約が可能です。 ただし、契約を解除する場合、事業者の負担で直ちに対象物件を原状復旧して本市に返還することとします。 なお、契約を更新しないことにより、本市又は第三者に損害を与えた場合は、すべて事業者の責任でその損害を賠償していただきます。
質問 9	〔応募申込書〕 応募申込書の提案使用料（年額）の記入及び最低使用料（年額）については、税込・税抜のどちらか。もしくは課税対象でないという認識でよいか。
回答 9	提案使用料（年額）は税込価格で記入をお願いします。最低使用料（年額）についても税込価格です。 なお、駐車場など施設の利用に伴って土地が使用される場合は、消費税の課税対象となります。詳しくは国税庁のホームページを御参照ください。(No.6213 駐車場の使用料など 国税庁)
質問 10	〔応募申込書〕 提案使用料（年額）の下部に左京区総合庁舎と山科総合庁舎の内訳を記入する欄があるが、それぞれの内訳については最低使用料の設定はなく、合算で募集要項に記載されている最低使用料を上回ればよいという認識でよろしいか。
回答 10	合算した金額が最低使用料以上であれば問題ありません。
質問 11	〔その他〕 新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言で、使用料を減免した実績はあるか。
回答 11	区役所に併設している駐車場について、緊急事態宣言の発出に伴い、使用料を減免した事例はありません。 なお、本市施設に付随する駐車場等について、緊急事態宣言の発出に伴い、本市の判断により当該施設を休館し、同時に当該駐車場等も一時閉鎖せざるを得なくなった際に、減免をした事例があります。 しかしながら、緊急事態宣言等により、駐車場の収益が減収したことを理由として減免した事例はありません。